

第2次あま市行政改革大綱



平成 27 年 3 月

あ ま 市

はじめに

「人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”」を将来像に掲げ、合併により「あま市」が誕生して5年が経ちました。

その間、平成23年2月に他の計画に先駆けて「あま市行政改革大綱」を策定し、積極的に行財政改革を進めてまいりました。また平成24年3月には、あま市の今後10年間のまちづくりの指針として「第1次あま市総合計画」を策定し、地域の力を結集する「パートナーシップ」、人と人との「絆」、様々な主体の「交流と連携」を大切にしたまちづくりを進めてまいりました。その結果、地域全体であま市民としての一体感が着実に芽生え、「協働のまちづくり」の土台が出来上がってきました。

今後は、市長として2期目を迎える私の基本理念であります「力強く、健やかな勇健都市“あま”を市民の総力で」の考えのもと、『勇健な「市民」づくり』、『勇健な「地域の絆」づくり』、『勇健な「都市」づくり』を掲げ、市民の皆様との協働をさらに進めながら、勇ましく健やかなあま市の形成をめざしてまいります。

しかし、あま市を取り巻く現状では、今後の税収の大幅な増加は見込めません。加えて社会保障に関する経費が増加するため、財政健全化に向けた取り組みが急務となります。

こうした中で取り組む行財政改革は、限られた財源のもとで市民サービスの質的向上を図っていくことが求められます。そのためには、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で選択と集中による真に必要な市民サービスを実施すると同時に、市民が自らの力を信じ、自ら取り組む「自助力」、向こう三軒両隣の精神にみる地域の絆の協力、連携による「共助力」、そして社会全体を下支えする行政の「公助力」を結集し、さまざまな課題に対応できる力を養っていく必要があると考えています。

このような考えのもと、「あま市行政改革大綱」を改訂し、新たに「第2次あま市行政改革大綱」を策定しました。本大綱に基づき一丸となって取り組み、効果的かつ効率的な行財政運営に努めてまいります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催や2027年の東京—名古屋間のリニア開通など、本地域にも良い影響が期待されるビッグプロジェクトの波に乗り、今後予測される人口減少社会を見据え、将来世代への負担を減らし、夢と希望にあふれた生涯住みたくなるまちづくりを市民の皆様とともに進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成27年3月

あま市長 村上 浩司

目 次

1	行政改革のこれまでの取り組みと現状	1
2	第1次大綱の取り組みについて	1
3	行政改革の必要性	5
4	第2次行政改革大綱の基本方針	11
5	第2次行政改革大綱の6本の柱	12
6	計画期間	15
7	推進体制	16
	第2次あま市行政改革大綱の体系図	17
	用語解説	18

1 行政改革のこれまでの取り組みと現状

合併前の旧3町では、平成17年の総務省通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」に基づき、平成17年度からの5年間で41人（△7.0%）の定数を削減したほか、事務事業の再編・整理、民間委託の推進、給与の適正化などの改革に取り組んできました。

また、合併後の平成23年2月には、財政健全化に向けた取り組みが急務であると考え、他の計画に先駆けて「あま市行政改革大綱」（計画期間：平成22年度～平成26年度、以下「第1次大綱」といいます。）を策定し、積極的に行財政改革の取り組みを進めてきたところです。

しかし、今後も少子高齢化、人口減少、高度情報化に直面し、新たなニーズに応えるための体制を整える必要があり、社会経済情勢が大きく変化していく中で、限られた財源を柔軟かつ効率的に活用する行財政運営をしていかなければなりません。

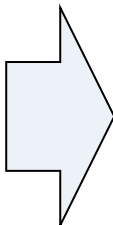
本市では、このような状況の中、平成26年度に第1次大綱の計画期間が終了することから、これまでの取り組みについて検証し、将来に渡って持続可能な行財政運営を行っていくため、平成26年度末までに「第2次あま市行政改革大綱」を策定することにしました。

2 第1次大綱の取り組みについて

第1次大綱は次の3つの基本方針に基づき、重点的な6つの項目を掲げ「行政改革の6本の柱」として位置付けました。

3つの基本方針

- ① 多様な主体と協働する行政経営
- ② 持続可能な財政基盤の確立
- ③ 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構



行政改革の6本の柱

- (1) 市民主導型行政の推進
- (2) 財政の健全化
- (3) 事務事業の見直し
- (4) 組織・機構の見直し
- (5) 人材育成と職員の意識改革
- (6) 公共施設の適正配置

6本の柱に掲げる項目を具体的に実施するために、54項目の個別取組項目を設定し、目標を定めて取り組みを実施してきました。

第1次大綱個別取組項目 取組結果

行政改革の6本の柱	個別取組項目数	目標達成済	取組中	その他
(1) 市民主導型行政の推進	14	13	—	1
(2) 財政の健全化	16	6	7	3
(3) 事務事業の見直し	11	8	3	—
(4) 組織・機構の見直し	4	2	1	1
(5) 人材育成と職員の意識改革	4	2	1	1
(6) 公共施設の適正配置	5	1	4	—
合計	54	32	16	6

主な取組内容については、次のとおりです。

(1) 市民主導型行政の推進

市民の意見を幅広く取り入れるため、公募により総合計画策定市民会議委員を登用し、あま市のまちづくりの方向性と具体的な施策を定めた最上位の計画として、「第1次あま市総合計画」を策定しました。その他の計画の策定においても市民会議、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントにより市民からの意見・提案を取り入れ、開かれた市政を推進しました。

また、「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」を制定し、条例の理念に基づき市民登用による「まちづくり委員会」を発足し、市民活動の拠点となる「市民活動センター」を設置しました。

なお、市長が地域住民と直接対話をする「ふれあいミーティング」の開催、市職員による「出前講座」の開催など、第1次大綱に掲げる目標が概ね達成され、市民と市が共に主体となって活動する市民協働のまちづくりの土台ができあがりました。

(2) 財政の健全化

事業別予算によるわかりやすい予算編成や、公会計の整備・公表により透明性の高い行財政運営に努めました。

また、人件費の抑制により平成23年度から平成25年度までの3年間で155,310千円（当初予算ベース）を削減しました。

歳入の確保に向けた取り組みとしては、納税者の利便性を向上させるために市税等のコンビニエンスストア収納を開始しました。

未納者に対しては納税催告通知や納付相談を実施し、担税力が低い方でも納税意欲がある方には、分割納付をしていただくなどの取り組みを実施しました。

併せて滞納処分を強化することにより、平成23年度と比較して平成25年度の課税額ベースで約127,000千円の税収増を達成しました。

また、広告料収入を確保するため「広報あま」の紙面や、市ホームページに民間事業者の有料広告を掲載しました。さらに地元事業者等の協力を得て、広告付施設案内等表示設備を3庁舎の玄関に設置しました。これらの取り組みにより平成23年度から平成25年度までの3年間で約10,000千円の広告料収入を確保しました。

平成23年8月からは広告入り窓口用封筒（年間約60,000枚）の無償導入を実施して、封筒印刷費の削減を図りました。

（3）事務事業の見直し

広報等の各戸配布物を全世帯及び全事業所へ確実に配布するために、ポスティングによる各戸配布に移行しました。

公用車については、「公用車更新計画」を策定し、計画的な更新管理を実施しました。

また、随意契約の見直しや、複数の課で必要となる消耗品の一括購入やパソコン、プリンター、コピー機等の一括入札を実施する仕組みを構築し、事務の合理化を図るとともに平成23年度から平成25年度までの3年間で約81,000千円の経費削減を実現しました。

補助金については、「あま市補助金交付ガイドライン」を策定し、各種補助金の内容を統一的な基準により見直し、適切かつ公平な補助金交付を行いました。

（4）組織・機構の見直し

合併による行政組織の合理化や効率化を実現するため「あま市定員適正化計画」を策定し、職員の年齢構成を考慮しながら、定年退職者数に対して新規採用職員数を抑制し、目標削減人数の25人を達成しました。

年度別定員適正化の目標とあま市の職員数の推移

（平成26年4月1日現在）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
4月1日職員数	549	544	538	532	520	—	—
目標増減人数	—	△2	△6	△6	△6	△5	△25
実増減人数	—	△5	△6	△6	△12	—	△29

※市民病院を除く

(5) 人材育成と職員の意識改革

地方分権の進展により、自己責任、自己決定による行政経営が必要となる中で、多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の能力や意欲を向上させるため、「あま市人材育成基本プラン」を策定し、求められる職員像として「共創力」「チャレンジ・行動力」「経営感覚力」「人権意識力」の4つを掲げ、人材育成について人事管理、研修制度、職場環境の観点から取り組みを行い、管理監督者研修などマネジメントスキルの向上や職員育成の推進を目的とした研修を実施しました。

(6) 公共施設の適正配置

合併前に旧町ごとで当時の行政需要や市民ニーズに対応して建設した施設が、合併によりそのまま本市に継承され、結果として多くの重複施設が存在していることや、建設当初と市民ニーズが変化していることにより、一部施設に遊休スペースが発生したり、低稼働化が進行していることなどを踏まえ「あま市公共施設の在り方に関する指針」を策定し、今後の公共施設の方向性について検討しました。

また、合併後も見直しがされていなかった施設の使用料を統一的な基準により見直すため「あま市公共施設の使用料の見直し方針」を策定し、平成28年4月の改定に向けて作業を進めているところです。

施設の維持管理経費については、職員のコスト意識の改善を図り、光熱水費の節減や、管理委託経費を一括契約にするなどの見直しを行い、平成24年度、25年度の2年間で約64,000千円を削減しました。

3 行政改革の必要性

総務省の調査によれば、平成 25 年 10 月 1 日現在で行政改革に係る計画・方針を策定している地方公共団体は 83.7%になっており、今後策定を予定している団体を含めると 89.8%にも及びます。このことから、全国的に多くの自治体が自主的に行政改革を実施していることがわかります。

全国の地方公共団体が置かれた状況は、社会の成熟化が進み、住民の価値観が多様化する中で、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、よりきめ細かいサービスを提供することが求められています。

しかし、今後は少子高齢化による社会保障費の増加が確実である反面、自主財源となる税収の大幅な増加は見込まれません。

また、本市では合併後 5 年が経過したことにより、平成 27 年度から地方交付税の合併特例措置が段階的に減少し、平成 32 年度には平成 26 年度と比較して約 13 億円の減額となる見込みです。

さらに、平成 26 年 4 月 1 日現在で、本市に所在する 100 の公共施設のうち 50 の施設が設置後 30 年を経過しており、後年度にかかる施設の老朽化対策にも多額の財源が必要となり、今後はさらに厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのため、将来世代に負担を先送りすることのないよう健全な行財政運営を続けながら、質の高いサービスをより低いコストで提供することが必要不可欠です。

これらの様々な課題を解決するために、行政における今までの仕事の進め方にとらわれず、新しい発想や手法を取り入れた行政システムを構築し、市民の満足度を高めることを目的として、引き続き全庁一丸となって行政改革を推進していく必要があります。

地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査結果 （単位：団体）

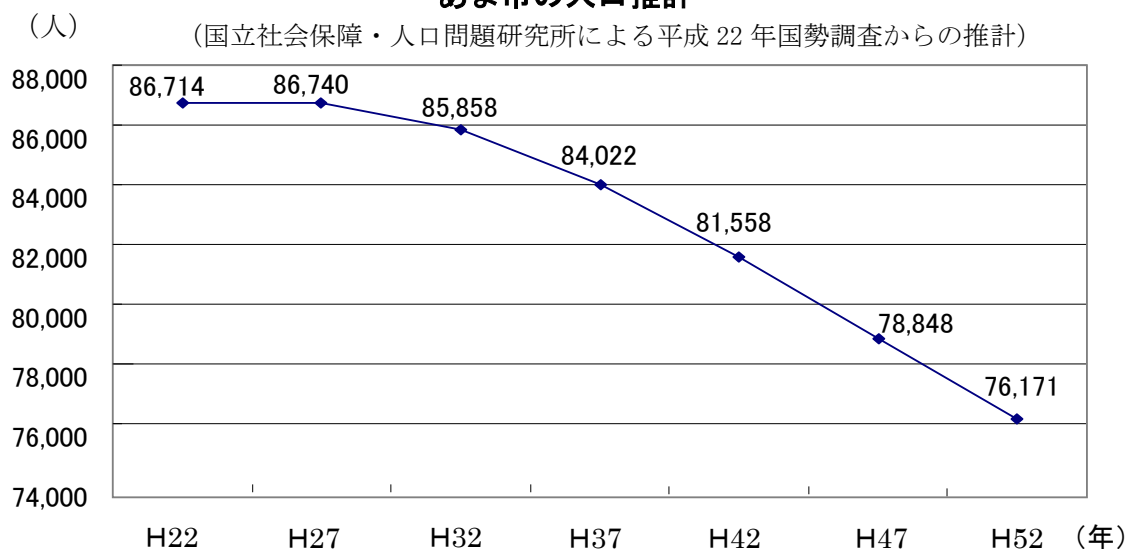
	都道府県	市区町村	合計	割合
団体数合計	47	1,742	1,789	—
計画・方針を策定している	46	1,452	1,498	83.7%
今後計画・方針の策定予定あり	1	108	109	6.1%
計	47	1,560	1,607	89.8%

(総務省による調査結果 平成 25 年 10 月 1 日現在)

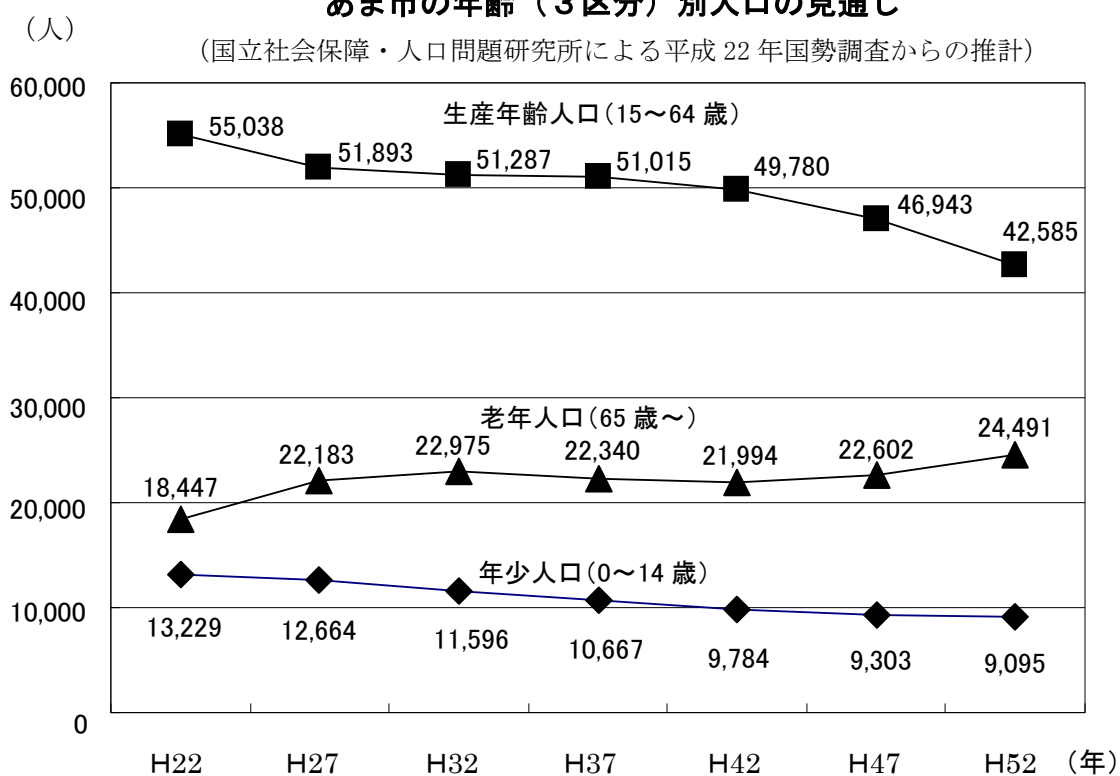
あま市の人口動向

国内全体で人口が減少する中、あま市の人口も平成27年をピークに急速に減少していくことが予想され、平成27年と比較すると10年後の平成37年に約3%減少、25年後の平成52年に約12%減少すると推計されます。また、年齢別では65歳以上の老年人口が増加し、15歳から64歳までの生産年齢人口と年少人口の減少が推計されており、長期的な地域社会への影響が懸念されます。

あま市の人口推計



あま市の年齢（3区分）別人口の見通し



歳入歳出見通し

(1) 歳入歳出見通しについて

第2次行政改革大綱を策定するにあたり、今後の予算規模を把握する必要があることから、本市では平成26年6月から8月にかけて、全所属に対して平成27年度から平成30年度までにどれ位の新規事業が見込まれるかを調査し、今後の歳入歳出の見通しを推計しました。

これらの見通しには、制度上必ず実施しなければならない義務的な事業や、行政として市民の安全を守るために実施すべき事業、住民サービスの向上のため実施した方が望ましい事業などを概算でまとめたものです。

当然のことながら、予算上の制約があるため、すべての事業を実施することは不可能であり、市民の皆様方のご理解・ご協力を賜りながら、既存の事業も含めた事業全体の優先度を見極めていく必要があります。

(2) 推計結果

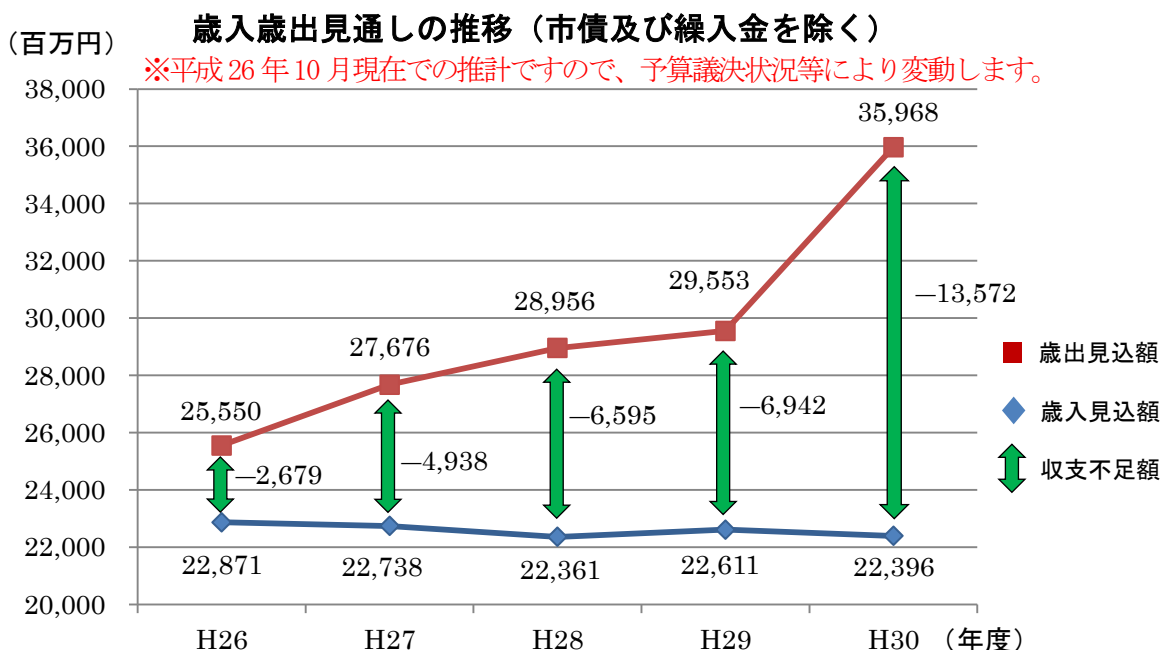
要求のあったすべての事業を実施した場合、平成27年度から平成30年度までの4年間で収支不足額が約320億円となります。

歳入については、市税がほぼ横ばいで推移するものの、地方交付税については、合併特例措置の終了に伴い、平成27年度から平成32年度にかけて段階的に約13億円減少する見込みです。

歳出については、扶助費が高齢化や社会情勢の変化、国の社会保障対策などにより、年平均2.4%程度増加する見込みです。公債費については、平成23年度以降に借り入れた臨時財政対策債等の元金償還が順次開始されることにより増加し、平成30年度には平成25年度決算額と比較して3億円以上多い22億1千万円にまで膨れあがること予想されます。

また、投資的経費については、現時点で見込まれる全ての事業を実施した場合、年間約23億円から106億円の間で推移する見込みです。

なお、基金残高については、平成27年度末に激減し、平成28年度末で財政調整基金と減債基金が枯渇してしまう一方で、市債残高については、建設債の発行や臨時財政対策債の発行により増額していく事態が想定されます。



※平成26年10月現在での推計ですので、予算議決状況等により変動します。(単位：百万円、%)

区 分	H25決算	H26予算	H27	H28	H29	H30	
歳入	市 税	10,396	10,347	10,417	10,300	10,452	10,497
	地 方 交 付 税	4,435	4,060	3,920	3,660	3,400	3,140
	普通交付税	3,798	3,760	3,620	3,360	3,100	2,840
	特別交付税	637	300	300	300	300	300
	国・県支出金	5,297	5,282	5,038	5,038	5,038	5,038
	そ の 他	4,500	3,182	3,363	3,363	3,721	3,721
	合 計 ①	24,628	22,871	22,738	22,361	22,611	22,396
歳出	人 件 費	3,527	3,717	3,772	3,717	3,753	3,792
	扶 助 費	5,712	6,114	6,217	6,491	6,666	6,770
	公 債 費	1,885	1,978	2,058	2,143	2,344	2,210
	物 件 費	4,733	5,378	5,817	5,459	5,453	5,412
	投 資 的 経 費	2,248	1,202	2,274	3,356	4,107	10,570
	そ の 他	8,407	7,161	7,538	7,790	7,230	7,214
	合 計 ②	26,512	25,550	27,676	28,956	29,553	35,968
収支不足額③ (①-②)	△1,884	△ 2,679	△ 4,938	△ 6,595	△ 6,942	△ 13,572	
収支不足対策④ (⑤+⑥)	3,301	2,679	4,938	6,002	4,067	9,355	
市 債 ⑤	2,088	1,730	1,900	2,551	3,441	8,195	
普通債	288	130	320	991	1,901	6,675	
臨時財政対策債	1,800	1,600	1,580	1,560	1,540	1,520	
基金取崩額⑥	1,213	949	3,038	3,451	626	1,160	
収支額⑦ (③+④)	1,417	0	0	△ 593	△ 2,875	△ 4,217	
年度末市債残高	19,601	19,957	20,000	20,613	22,068	28,293	
年度末基金残高	8,303	8,549	5,811	2,660	2,334	1,474	
実質公債費比率	6.3	6.7	7.5	9.1	10.6	11.4	
将来負担比率	-	8.8	19.9	35.1	42.0	63.1	

○平成27年度以降の歳入については、各種基金繰入金を見込まないものとしています。

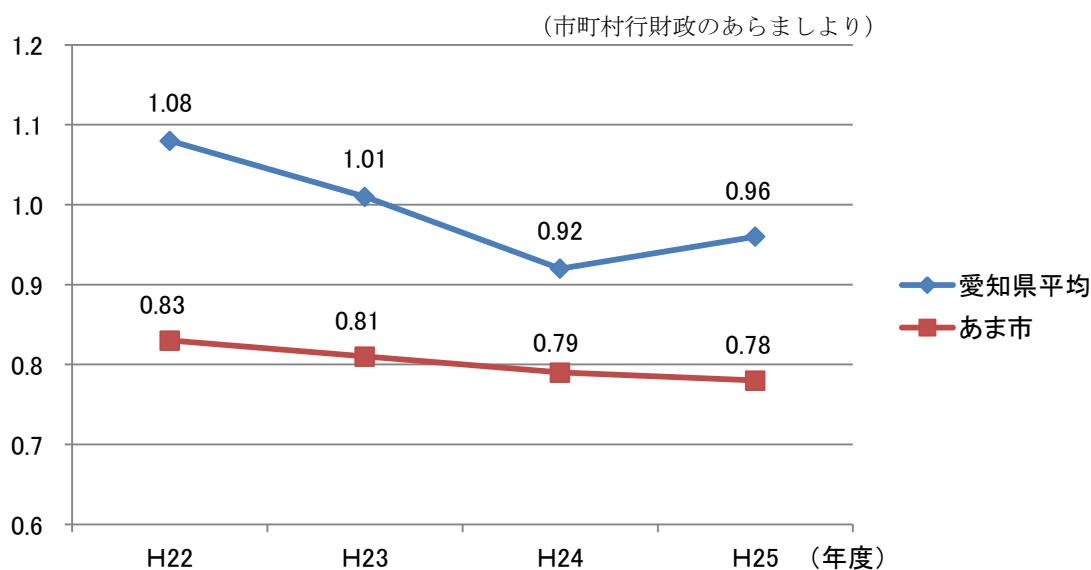
○各年度における収支不足は基金からの繰入れで対応するものとし、その他特定目的基金については、該当事業に計画的に繰入れるものとします。なお、定額運用基金である土地開発基金は除きます。

あま市の財政力指数と地方交付税

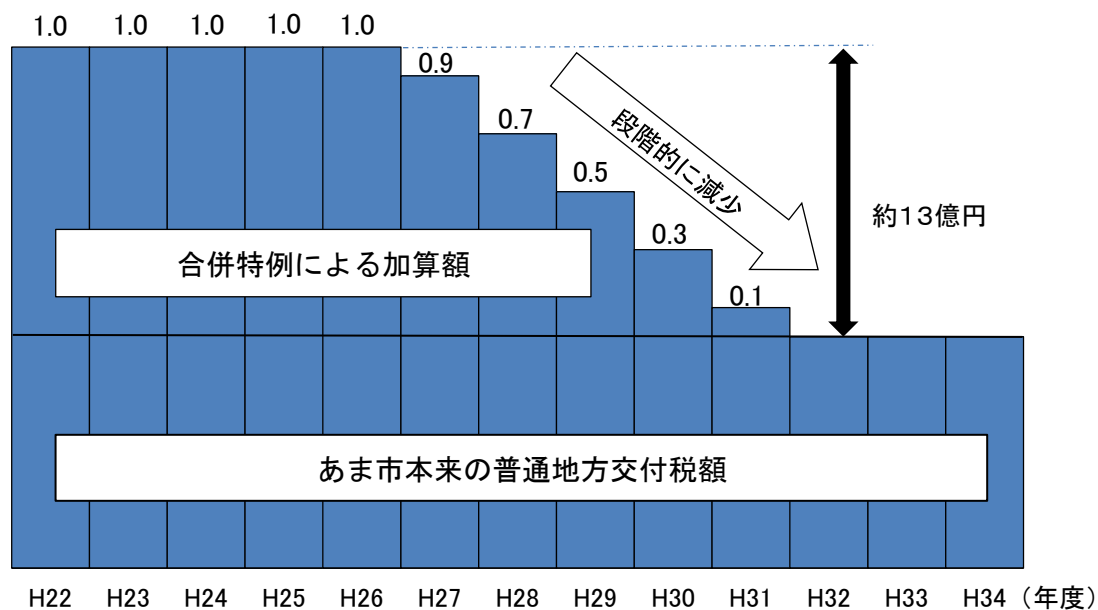
「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、数字が大きければ大きいほど財政的に豊かであるといえます。財政力指数が「1」以上になると、地方交付税の不交付団体になります。下のグラフのとおり、あま市の財政力指数は「1」を下回っており、地方交付税への依存度が高い状況です。

地方交付税のうち普通交付税は、合併特例措置の終了に伴い平成 27 年度から平成 32 年度まで段階的に減少する見込みで、今後の厳しい財政運営が想定されます。

財政力指数



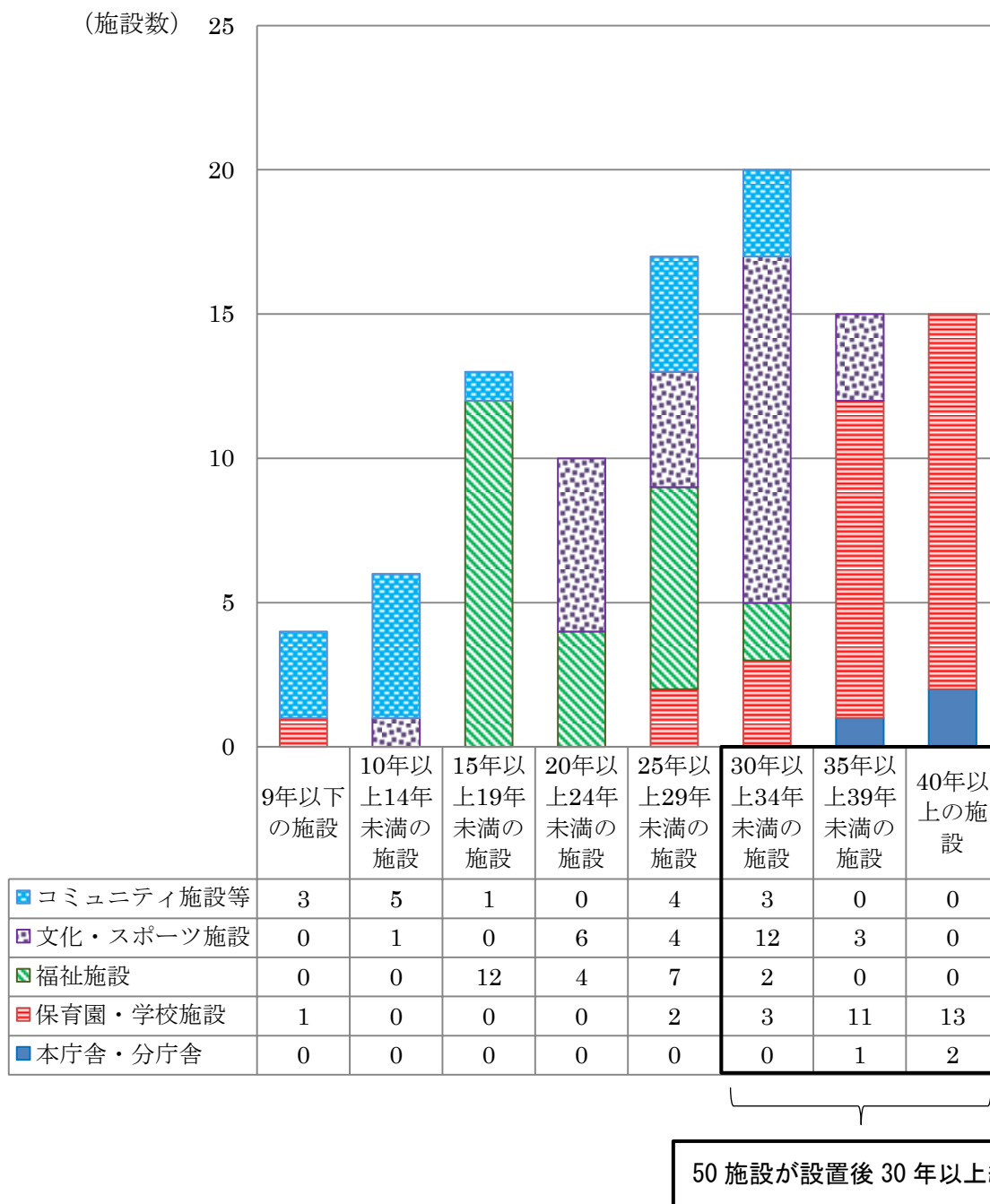
普通地方交付税の合併特例 (イメージ)



公共施設の状況

公共施設については、昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、平成26年4月1日現在で100の施設の内、半数の50施設が設置後30年以上を経過しています。その中でも特に保育園・学校施設の老朽化が激しく、設備を含めた大規模な改修が必要となっています。

あま市の公共施設の用途別建築経過年数（平成26年4月1日現在）



4 第2次行政改革大綱の基本方針

限られた財源の中で市民サービスの水準を維持・向上させていくためには、今後も健全な行財政運営を行っていく必要があります。

このため、第1次大綱の成果をさらに発展させながら、更なる取り組みを推進するため、基本的な考え方は原則引き継ぎながら、現状に応じた見直しを加えます。

今後は次の3つの基本方針のもと、行政改革に積極的に取り組んでいきます。

① 多様な主体と協働する行政経営

第1次大綱の取り組みにより、合併後のあま市としての一体感が着実に芽生え、「協働によるまちづくり」の土台形成がなされました。

今後も地域が自立していくためには、地域を構成する各主体が連携し、公共空間の協働管理を担っていくことが求められています。

従って、行政や市民、市民活動団体、NPO、企業などの様々な主体が、それぞれの知恵や力、強みを生かしながら、対等な協力関係により、地域の可能性を最大限に引き出すことができるよう取り組んでいきます。

② 健全な財政運営

多様な市民ニーズや地域の課題にきめ細かく対応する必要性が増す一方で、税を負担する世代の減少や社会保障費の増加により、今後もさらに厳しい財政運営を余儀なくされます。

このような状況の中にあって、市民が将来にわたって安心して暮らせるまちを構築していくには、長期的に健全な財政運営が必要です。

そのため、限られた財源の中で適切な市民サービスを実施するため、真に必要なものを見極めながら、事務事業の見直しを行っていきます。

また、全国的に公共施設やインフラ資産（道路、橋梁など）の老朽化が進行し、更新や改修経費の増大が深刻な問題となっています。

本市においても公共施設の老朽化や劣化が進行しているとともに、合併による重複施設や、事業休止による未利用施設が存在しています。また、インフラ資産の老朽化も進行していることから今後の維持管理経費の増大は避けられません。

そのため、市全体の施設・資産を合理的に配置・管理するため長期的かつ総合的なマネジメントを行っていきます。

③ 行政ニーズに的確な対応ができる組織・機構と職員

社会情勢が変化を続ける中、新しい政策課題や市政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる体制が必要となっています。

そのため、職員数が減少している中でも、業務の拡大や多様化する市民ニーズに的確に対応できるような組織・機構づくりに努めます。

職員に対しては、行政経営についての意識改革を促し、多面的に活躍できる質の高い職員の育成に努めていきます。

5 第2次行政改革大綱の6本の柱

3つの基本方針のもと、重点項目として以下の6つの項目を「行政改革の6本の柱」として位置づけ、改革を進めていきます。

(1) 協働によるまちづくりの推進

市民や各種団体、事業者等も含めた地域を構成する各主体が、自主的に地域の課題解決やまちづくり活動を行うために、それぞれの特性を活かしながら協働し、対等な立場で取り組んでいける仕組みを充実させます。

様々な歴史や文化があるこの地域において、市民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持ち、地域活動に取り組んでいけるように、第1次大綱での取り組みの成果を発展させながら、市民活動センターを拠点として、協働によるまちづくりを推進していきます。

(2) 中長期的な財政運営の健全化

合併後5年が経過し、普通交付税の合併特例措置が段階的に縮小していく中で、市民サービスの維持・向上に努めながら、将来世代に負担を残さない財政運営を実現していかなければなりません。

そのため、本市の身の丈に合った財政規模を維持するとともに、計画的な市債管理を行い、健全な財政構造への転換を図っていくことが必要です。

今後は、中長期の財政状況を的確に把握しながら徹底した歳入歳出改革を進め、規律ある財政運営をめざします。

また、市税等の一般財源収入の大幅な増加が見込めない中、企業誘致や都市計画税の導入など、新たな財源確保の方策を検討しながら、持続可能な財政基盤の確立をめざします。

(3) 事務事業の見直し

限られた財源と人員で「最小の経費で最大の効果を上げること」を基本として、事務事業の徹底的な見直しを行い、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を検証し、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を前提とし、最も効率的な事務事業への再編をめざします。

なお、市民サービスの向上を図るための見直しには、特に積極的に取り組んでいきます。

(4) 施設の総合的な管理と見直し

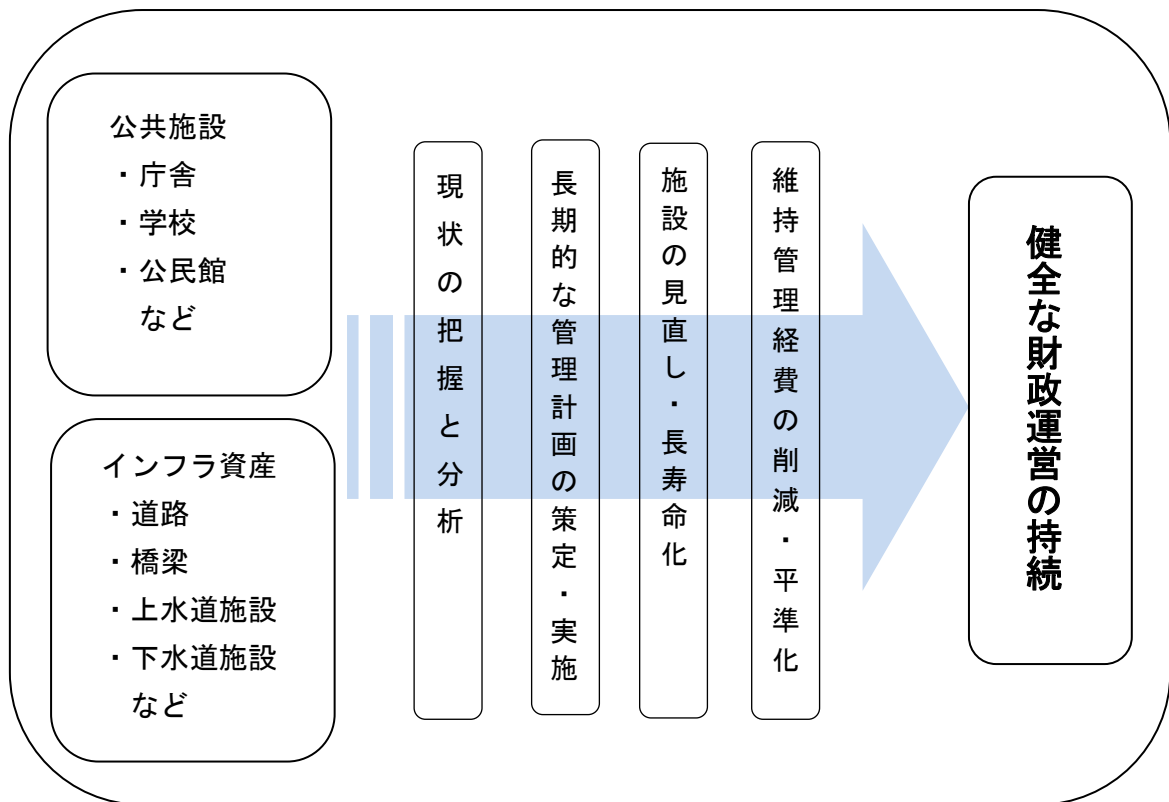
公共施設については、合併による重複施設や未利用施設を中心に、市民の理解を得ながら、施設の整理、統合、利活用について協議を重ね、再編を図ります。

また、新たな施設の建設や老朽化等による施設の更新は、市民ニーズや緊急性、必要性等の観点から総合的に検討を行います。

なお、インフラ資産（道路、橋梁など）についても老朽化が進んでいるため、これらを安全に維持していくためには計画的な予防保全が必要となります。

そのため、現行の「あま市公共施設の在り方に関する指針」に基づき検討した結果を踏まえ、今後はインフラ資産も含めた長期的・総合的な管理を行い、将来の維持管理費用を平準化させることにより、健全な財政運営を持続できるような仕組みを構築していきます。

施設の総合的な管理と見直し



(5) 組織・機構の見直しと定員の適正化

新たな行政課題や多様化する市民サービスに対応できる行政組織の構築が必要であることから、市民の視点に立った分かりやすい、利用しやすい組織となるよう随時見直しを行います。また、民間の活力を生かすことができる事務事業については、指定管理者制度や、民間委託を推進していきます。

あわせて社会経済情勢や本市の直面する課題に即応した職員配置を目指すために、平成26年度で計画期間が終了する「あま市定員適正化計画」については、平成27年度からの新計画を策定するとともに、再任用職員や臨時職員を活用し、業務量と職員数のバランスを調整しながら、定員の適正化を進めていきます。

(6) 人材育成と職員の意識改革

地域主権の推進は、自己決定、自己責任の行政経営が求められ、市民サービスも量から質を求められています。

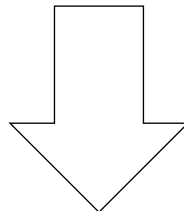
本市においても、こうした時代の変化の中で信頼される自治体に向けて柔軟かつ弾力的に対応していくために、教養や知識、技能を高めていける職場環境を構築して、行政経営についての意識改革や能力開発を推進し、職員の資質の向上を図ります。

引き続き「あま市人材育成基本プラン」に基づき地域主権時代に見合った質の高い市民サービスを提供できる人材を育成していきます。

あま市人材育成基本プラン（抜粋）

【人材育成のための基本的方策】

- ・ 職員を活かす人事管理制度の構築
- ・ 職員を育てる研修制度の充実
- ・ 職員が育ち、能力を発揮できる職場環境の構築・職場風土の醸成



【求められる職員像】

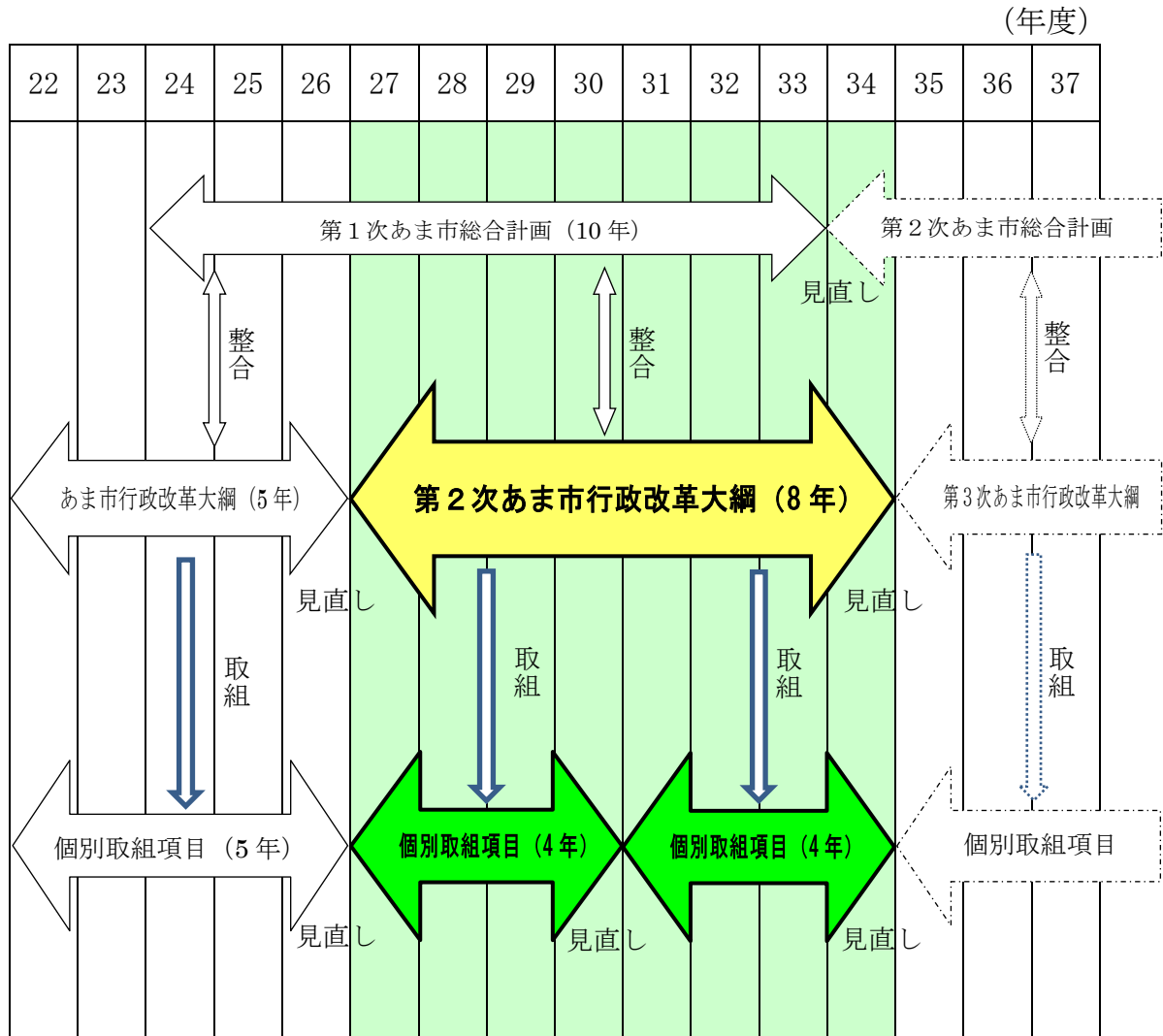
- ・ 市民と共創し、信頼される職員
- ・ 改革や改善にチャレンジし、成し遂げる職員
- ・ コスト意識など経営感覚を備えた職員
- ・ 人権尊重の精神を貫き職務を遂行する職員

6 計画期間

計画期間は、あま市総合計画との整合性を図りながら、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間とし、毎年度、進捗状況の管理を行います。

また、個別取組項目については、4 年間で見直しを行うこととします。

第 2 次あま市行政改革大綱の計画期間



7 推進体制

(1) 推進体制等

市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応していくため、行政運営の全般について、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のPDCAサイクルによる進行管理を実施します。



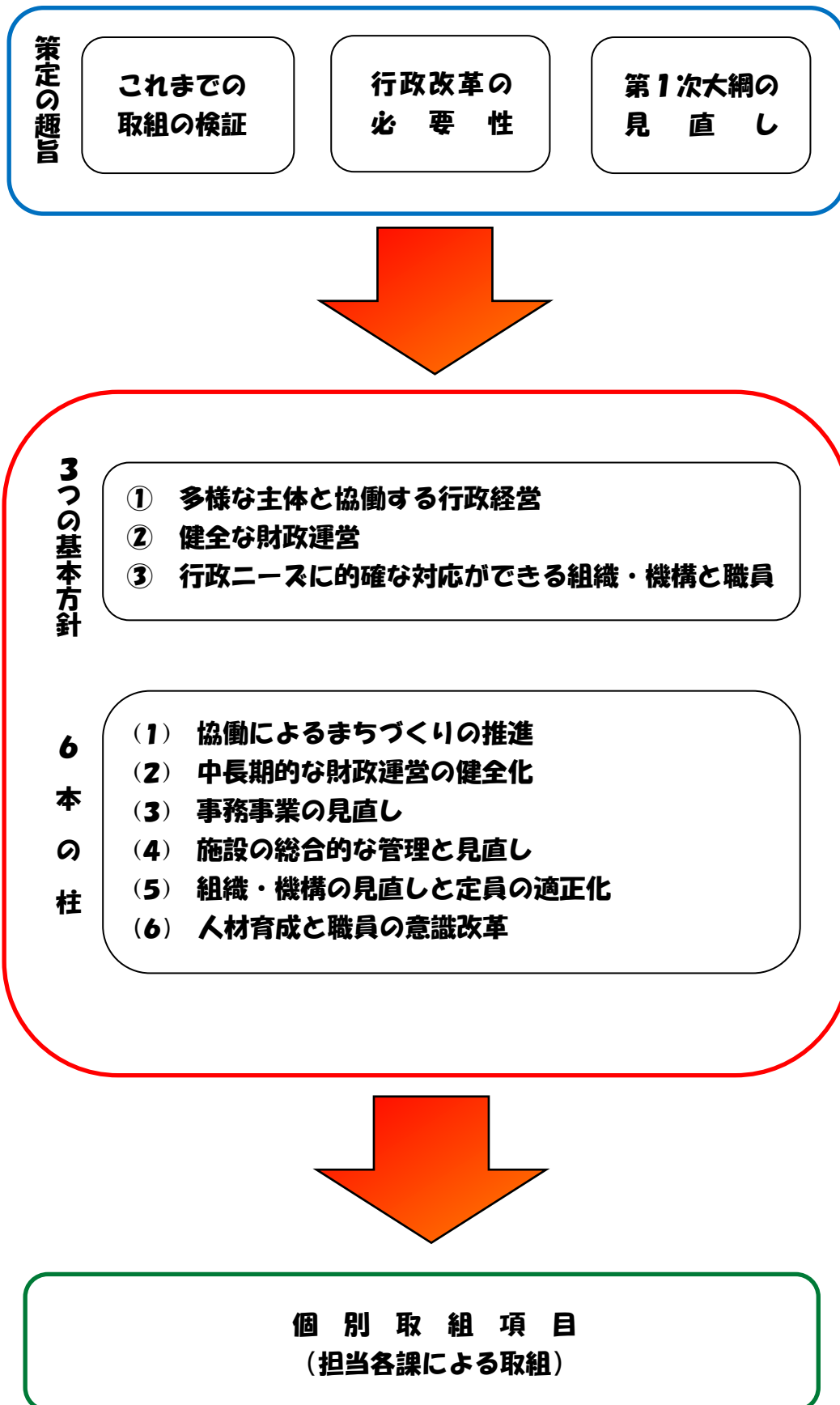
(2) 組織

- ①市長を本部長とする行政改革推進本部において、全庁体制で行政改革に積極的に取り組んでいきます。
- ②市政に優れた識見を持った方で構成する行政改革推進委員会において、市民から幅広く意見（パブリックコメントの活用等）を求めるとともに、市からの諮問を受け改革方針等を審議します。

(3) 市民への公表

「第2次あま市行政改革大綱」は、本市における行政改革の基本的な考え方及び方向性を示すものであり、市民への説明責任を果たすために、行政改革の取り組みの内容は出来る限り目標の数値化を図り、ホームページ等で公表します。

第2次あま市行政改革大綱の体系図



【用語解説】

高度情報化

通信技術の急速な進化により、情報入手の手段が格段に向上して、情報が物質やエネルギーに匹敵する価値を持つ資源となり、その価値を中心に社会・経済が発展していく状況のことで

過年度

過去の会計年度⇔現年度

地方交付税

行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分するもので、普通交付税と特別交付税があります。本市の場合、合併における普通交付税の特例措置が平成 27 年度から段階的に縮小し、平成 32 年度以降は、現在の水準と比較して約 13 億円の減少が見込まれます。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費です。

公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計です。

物件費

人件費などを除く消費的性質の経費の総称のことで、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料などが該当します。

投資的経費

道路、学校、公共施設の建設や用地購入など社会資本の形成に係る経費です。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は後年度に地方交付税で補てんされます。

基金

地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産のことで、家計という貯金に当たります。

実質公債費比率

地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費いわゆる元利償還金及びそれに準ずるものに充当されたものの割合を表す指標です。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。

スクラップ・アンド・ビルド

効率の悪い事業を廃止し、新たな事業を提案・実施することです。

第 2 次あま市行政改革大綱

平成 27 年 3 月策定
あま市企画財政部企画政策課

〒490-1292

愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

Tel (052) 444-1001 Fax (052) 444-0982

ホームページ <http://www.city.ama.aichi.jp/>